

# 平成24年第4回御代田町議会定例会 議事日程（第3号）

平成24年12月13日

議案、請願に対する審査報告、表決

- 日程第 1 議案第101号 御代田町暴力団排除条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第102号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第103号 御代田町災害対策本部条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第104号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第105号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第106号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第107号 御代田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第108号 御代田町農村研修施設設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第109号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第110号 平成24年度御代田町一般会計補正予算案（第6号）について
- 日程第11 議案第111号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について
- 日程第12 議案第112号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第4号）について
- 日程第13 議案第113号 平成24年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）について
- 日程第14 議案第114号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

日程第 1 5 請願第 1 1 号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに関する請願（継続審査）

日程第 1 6 請願第 1 4 号 御代田町商工会補助金の現状堅持に関する請願

日程第 1 7 陳情第 1 5 号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情

日程第 1 8 請願第 1 6 号 国土交通省告示第 1 5 号の履行に関する陳情

日程第 1 9 陳情第 1 7 号 最低制限価格の設定に関する陳情

#### 議案上程

日程第 2 0 意見案第 2 1 号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書案について

日程第 2 1 発議第 4 号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案について

日程第 2 2 発議第 5 号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案について

#### 追加議事日程

追加日程第 1 議案第 1 1 5 号 平成 2 4 年度御代田町公用自動車（中型バス）購入契約の変更契約について

追加日程第 2 議案第 1 1 6 号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例案について

## 平成24年第4回定例会会議録

|           |            |             |          |
|-----------|------------|-------------|----------|
| 招 集 年 月 日 | 平成24年12月5日 |             |          |
| 招 集 の 場 所 | 御代田町議事堂    |             |          |
| 開 閉 会 日 時 | 開 会        | 平成24年12月5日  | 午前10時00分 |
|           | 閉 会        | 平成24年12月13日 | 午前11時08分 |

### 第3日目

|          |     |             |          |
|----------|-----|-------------|----------|
| 開議・散会の日時 | 開 議 | 平成24年12月13日 | 午前10時00分 |
|          | 散 会 | 平成24年12月13日 | 午前11時08分 |

### 出席及び欠席議員の氏名、席次

| 議 席 | 氏 名       | 出欠席 | 議 席 | 氏 名       | 出欠席 |
|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|
| 1   | 野 元 三 夫   | 出 席 | 8   | 古 越 弘     | 出 席 |
| 2   | 小 井 土 哲 雄 | 出 席 | 9   | 武 井 武     | 出 席 |
| 3   | 仁 科 英 一   | 出 席 | 10  | 市 村 千 恵 子 | 出 席 |
| 4   | 茂 木 勲     | 出 席 | 11  | 柳 澤 治     | 出 席 |
| 5   | 池 田 健 一 郎 | 出 席 | 13  | 笹 沢 武     | 出 席 |
| 6   | 東 口 重 信   | 出 席 | 14  | 内 堀 恵 人   | 出 席 |
| 7   | 古 越 日 里   | 出 席 |     |           |     |

|               |               |
|---------------|---------------|
| 会 議 録 署 名 議 員 | 5 番 池 田 健 一 郎 |
|               | 8 番 古 越 弘     |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 荻 原 謙 一 |
| 係 長     | 古 越 光 弘 |
|         |         |

説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 町 長         | 茂 木 祐 司   | 副 町 長       | 内 堀 豊 彦 |
| 教 育 長       | 高 山 佐 喜 男 | 会 計 管 理 者   | 重 田 重 嘉 |
| 総 務 課 長     | 清 水 成 信   | 企 画 財 政 課 長 | 土 屋 和 明 |
| 税 務 課 長     | 山 本 邦 重   | 教 育 次 長     | 荻 原 正   |
| 町 民 課 長     | 尾 台 清 注   | 保 健 福 祉 課 長 | 小 山 岳 夫 |
| 産 業 経 済 課 長 | 飯 塚 守     | 建 設 課 長     | 荻 原 浩   |
| 消 防 課 長     | 土 屋 淳     |             |         |
| 議 事 日 程     | 別 紙       |             |         |
| 議 長 の 諸 報 告 | 別 紙       |             |         |
| 会 議 事 件     | 別 紙       |             |         |
| 会 議 の 経 過   | 別 紙       |             |         |

## 第 4 回 定例会 会議録

平成 24 年 12 月 13 日 (木)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (内堀恵人君) 改めまして、おはようございます。

これより、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

去る 12 月 5 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案、請願、陳情について、日程に従いまして、各常任委員長から報告を願います。

- ―― 日程第 1 議案第 101 号 御代田町暴力団排除条例の一部を改正する  
条例案について――
- ―― 日程第 2 議案第 102 号 御代田町防災会議条例の一部を改正する  
条例案について――
- ―― 日程第 3 議案第 103 号 御代田町災害対策本部条例の一部を改正する  
条例案について――
- ―― 日程第 4 議案第 104 号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例案について――
- ―― 日程第 5 議案第 105 号 御代田町町税条例の一部を改正する  
条例案について――

○議長 (内堀恵人君) 日程第 1 議案第 101 号 御代田町暴力団排除条例の一部を改正する条例案について、日程第 2 議案第 102 号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について、日程第 3 議案第 103 号 御代田町災害対策本部条例の一部を改正する条例案について、日程第 4 議案第 104 号 御代田町消防団

詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第5 議案第105号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(古越日里君) 議事日程第3号の1 ページをお開きください。

平成24年12月13日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

委員会審査報告書

議案第101号 御代田町暴力団排除条例の一部を改正する条例案について

議案第102号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について

議案第103号 御代田町災害対策本部条例の一部を改正する条例案について

議案第104号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第105号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長(内堀恵人君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長からの報告がありました議案第101号から議案第105号について、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第101号から議案第105号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第101号 御代田町暴力団排除条例の一部を改正する条例案について、議案第102号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について、議案第103号 御代田町災害対策本部条例の一部を改正する条例案について、議案第104号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第105号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第6 議案第106号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する  
条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第7 議案第107号 御代田町が設置する一般廃棄物処理施設に  
係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する  
条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第8 議案第108号 御代田町農村研修施設設置条例の一部を  
改正する条例案について―――

―――日程第9 議案第109号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する  
条例案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第6 議案第106号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第7 議案第107号 御代田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例案について、日程第8 議案第108号 御代田町農村研修施設設置条例の一部を改正する条例案について、日程第9 議案第109号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 2ページをお開きください。

平成24年12月13日

御代田町議会議長 内堀恵人様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第106号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第107号 御代田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例案について

議案第108号 御代田町農村研修施設設置条例の一部を改正する条例案について

議案第109号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(内堀恵人君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長からの報告がありました議案第106号から議案第109号についてを一括議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第106号から議案第109号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第106号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第107号 御代田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例案について、議案第108号 御代田町農村研修施設設置条例の一部を改正する条例案について、議案第109号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第10 議案第110号 平成24年度御代田町一般会計補正予算案

について――

○議長（内堀恵人君） 日程第10 議案第110号 平成24年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 1ページをお開きください。

平成24年12月13日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

委員会審査報告書

議案第110号 平成24年度御代田町一般会計補正予算案（第6号）について  
(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（内堀恵人君） ただいま総務福祉文教常任委員長からの報告がありましたが、本案について町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） なし。

○議長（内堀恵人君） 報告事項ないものと認めます。

以上で各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長からの報告がありました議案第110号についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第110号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第110号 平成24年度御代田町一般会計補正予算案(第6号)については委員長報告のとおり決しました。

―――日程第11 議案第111号 平成24年度御代田町国民健康保険事業  
勘定特別会計補正予算案(第2号)について―――

―――日程第12 議案第112号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定  
特別会計補正予算案(第4号)について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第11 議案第111号 平成24年度御代田町国民健康保  
険事業勘定特別会計補正予算案(第2号)について、日程第12 議案第112  
号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第4号)につい  
て、委員長の報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君）

平成24年12月13日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

委員会審査報告書

議案第111号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について

議案第112号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第4号）について

本委員会は上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（内堀恵人君） 以上で総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長からの報告がありました議案第111号から議案第112号についてを一括議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第111号から議案第112号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し一括して採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第111号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算案（第2号）について、議案第112号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第4号）については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第13 議案第113号 平成24年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）について――

――日程第14 議案第114号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について――

○議長（内堀恵人君） 日程第13 議案第113号 平成24年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）について、日程第14 議案第114号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） 2ページをお開きください。

平成24年12月13日

御代田町議会議長 内堀恵人様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第113号 平成24年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）について

議案第114号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

本委員会は上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（内堀恵人君） 以上で町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長からの報告がありました議案第113号から議案第114号についてを一括議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第113号から議案第114号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第113号 平成24年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案(第2号)について、議案第114号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第3号)については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第15 請願第11号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全  
条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに関する

請願について――

――日程第17 陳情第15号 安心できる介護保険制度の実現を求める

陳情について――

○議長(内堀恵人君) 日程第15 請願第11号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに関する請願について、日程第17 陳情第15号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情についての審査報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(古越日里君) 3ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第15号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情

(12月5日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

(2) 趣旨採択とすべきもの

1. 件名 請願第11号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに関する請願

(9月7日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成24年12月13日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

○議長(内堀恵人君) 以上で総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長からの報告がありました、請願第11号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第11号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

異議がありますので討論を行います。

まず、委員長報告に対する反対者の発言を許可いたします。

市村千恵子議員。

(10番 市村千恵子君 登壇)

○10番（市村千恵子君） 議席番号10番、市村千恵子です。

請願第11号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに関する請願に対し、反対の立場から討論を行います。

御代田町環境保全条例は、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、住民の健康で快適な生活を確保するための必要事項を規定し、住みよい郷土の実現を期することを目的とし、平成元年6月に全面施行し、平成2年4月には環境保全条例により具体化するために御代田町開発指導要綱が施行されました。

制定時における日本経済はバブル景気最中であり、日本全体が開発される中、御代田町においても数多くの3,000平方メートル以下のミニ開発や、西軽井沢地区における大規模な40階建てマンションの建設が計画され、更には登記簿上だけでの売買をするようなことも頻繁に起きていた時期でもありました。

このような状況の下で、町は1,000平方メートル以上となる開発の届け出を義務づけました。

今回の請願の趣旨は、御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱の開発行為の届け出を必要とする1,000平方メートルを、他市町村並みの3,000平方メートルに、見直しを求めるものであります。

制定以来24年が経過しますが、町民の皆さんや事業者の皆さんの理解と協力の下、環境保全条例が順守され、秩序ある開発がされる中で御代田町の自然環境、生活環境が良好に保たれ現在も発展を続けてきているのは、近隣町村にはない、町独自の1,000平方メートルという基準を定め、順守してきたからにはほかなりません。

今回の請願は、町が長年努力し、積み上げてきた環境保全や生活環境保全の根幹を揺るがす、町環境保全条例の本旨にかかわる重大な内容であると認識しており、絶対に認められるものではありません。

例えば、1,000平方メートルをより厳しい800平方メートルや500平方メートルにというような請願であれば趣旨採択もあり得ますが、環境保全条例の根幹である1,000平方メートルを3,000平方メートルへの規制値拡大を求める請願については、趣旨採択はありません。

町は単なる分筆登記申請の提出する書類を宅地造成や分譲等とは区別して簡素化を6月より実施しています。実際に平成22年から平成24年度にかけての開発行為の届け出を見れば、69件中の届け出に対して多数の指示や指導事項が発生し指導が行われています。69件中54件が1,000平方メートル以上3,000平方メートル以下の届け出ですが、この開発面積の届け出を3,000平方メートルに見直された場合には、この54件の案件については町の指導が及ばず是正されないままに開発が進んでいくことになります。

例えば、道路整備のされていない場所に分譲され、後々道路整備が余儀なくされる、消防施設のない場所に分譲され、火災の対応ができない、また、適切な雨水排水の処理がされないことにより、周辺への災害などの悪影響を生じる、必要分の駐車場が確保されないため、周辺環境へ支障が生じる、などなどを危惧されることがあるわけですが、こうしたことを町民の皆さんが望むでしょうか。多くの町民の皆さんは、町がきちんと監視指導し、秩序ある開発で後々のトラブルが発生しないことを望むのではないのでしょうか。

開発行為地に住まわれる方や、その周辺にお住まいの皆さんの安心を担保するため、御代田町の良好な環境保全、自然環境や生活環境の保全を確保し、住み続けたい町、住んでみたい町を目指すためには、現行の環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱を改定せず現行条例を順守することこそが、多くの町民の皆さんの意に添うものと考えます。

また、宅地として課税された面積の推移を近隣市町村と比較した場合ですが、当町の開発の伸び率は、小諸市の約2倍、立科の2.5倍となっており、土地の活用や流動化の妨げになっているとは言えない状況にあります。

以上のことを申し上げまして、請願第11号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに関する請願に対する反対討論といたします。

○議長（内堀恵人君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、討論を終結し請願第11号を採決いたします。

委員長報告は、請願第11号については趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、請願第11号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

続いて陳情第15号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第15号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決いたします。

委員長報告は、陳情第15号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第15号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情については委員長報告のとおり決しました。

―――日程第16 請願第14号 御代田町商工会補助金の現状堅持に関する

請願について―――

―――日程第18 請願第16号 国土交通省告示第15号の履行に関する

陳情について―――

―――日程第19 陳情第17号 最低制限価格の設定に関する陳情について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第16 請願第14号 御代田町商工会補助金の現状堅持に関する請願について、日程第18 請願第16号 国土交通省告示第15号の履行

に関する陳情について、日程第19 陳情第17号 最低制限価格の設定に関する陳情についての審査報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 4ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 請願第14号 御代田町商工会補助金の現状堅持に関する請願

(12月5日の議会において付託)

町長に送付すべきものである。

処理経過及び結果を請求すべきである。

(2) 趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第16号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情

(12月5日の議会において付託)

2. 件名 陳情第17号 最低制限価格の設定に関する陳情

(12月5日の議会において付託)

本委員会においては上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成24年12月13日

御代田町議会議長 内堀恵人様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

○議長(内堀恵人君) 以上で町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長からの報告がありました、請願第14号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第14号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決いたします。

委員長報告は、請願第14号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、請願第14号 御代田町商工会補助金の現状堅持に関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

続いて陳情第16号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第16号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決いたします。

委員長報告は、陳情第16号については趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、陳情第16号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて陳情第17号についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第17号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決いたします。

委員長報告は、陳情第17号については趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、陳情第17号 最低制限価格の設定に関する陳情については委員長報告のとおり決しました。

―――日程第20 意見案第21号 安心できる介護保険制度の実現を求める

意見書案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第20 意見案第21号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 5ページをお開きください。

意見案第21号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成24年12月13日

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者 御代田町議会議員 古越 日里

賛成者 御代田町議会議員 池田健一郎  
御代田町議会議員 柳澤 治  
御代田町議会議員 市村千恵子  
御代田町議会議員 仁科 英一

6 ページをご覧ください。

#### 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書（案）

2012年4月から3年間（第5期）の65歳以上の「第1号介護保険料」は全国平均で月額4,972円に、長野県内の63保険者は881円増の平均月額4,920円となりました。制度がスタートした第1期と比較して2,574円（約2.1倍）も上昇して、高齢者には重い負担増となっています。利用者と家族にとっては利用限度額上限に達して必要なサービスを受けられない、利用料負担が重くて必要な介護を受けることができないなど、家族の介護負担もいっこうに軽減されていません。

同時に行われた介護報酬改定は、ヘルパーの生活援助の時間区分が「1時間」から「45分」とされ、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパー収入減など様々な問題が表面化しています。デイサービスは、時間区分が変更され、7時間以下の事業所には12%近い介護報酬引き下げとなり、多くの事業所ではやむなく7時間以上に延長して対応していますが、利用者からの苦情やスタッフのシフト・送迎体制にも影響が出ています。

「介護崩壊」といわれる介護現場は、人手不足を反映した過酷な勤務環境と低賃金からくる離職率は20%を超え、「介護職場では働き続けられない」実態が続いています。介護労働者の平均賃金は、21.4万円であり、全産業平均32.3万円と比較して10.9万円も低い状況です。安全・安心の介護の提供と介護の専門性が発揮できる介護現場にしていくためには、介護職員の大幅増員と処遇改善が必要です。

以上の趣旨から下記の事項について国に要望します。

#### 記

1. 介護現場の実態を踏まえ、介護報酬の緊急再改定を行うこと。
2. 国庫負担を拡充し、介護保険料と利用料負担を軽減すること。
3. 生活援助の時間短縮を見直し、必要なサービスを受けられるように改善する

こと。

4. 国の責任と財政負担により、介護職員の処遇改善をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

以上です。

○議長（内堀恵人君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 意見案第21号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

2012年4月から3年間、第5期の65歳以上の第1号介護保険料は制度がスタートした1期と比較して、約2.1倍も上昇して、高齢者には重い負担増となっています。

同時に行われた介護報酬改定は、ヘルパーの生活援助の時間区分が1時間から45分とされ、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパー収入減など、様々な問題が表面化しています。

介護崩壊といわれる介護現場は、人手不足を反映した過酷な勤務環境と、低賃金からくる離職率は20%を超え、介護現場では働き続けられない実態が続いています。

安全・安心の介護の提供と、介護の専門性が発揮できる介護現場にしていくためには、介護職員の大幅増員と処遇改善が必要であるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第21号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、意見案第21号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第21 発議第4号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第21 発議第4号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

発議案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 7ページをご覧ください。

発議第4号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案について

上記議案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成24年12月13日

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者 御代田町議会議員 市村千恵子

賛成者 御代田町議会議員 柳澤 治

御代田町議会議員 武井 武

御代田町議会議員 小井土哲雄

8 ページをご覧ください。

御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

御代田町議会委員会条例（昭和62年御代田町条例第9号）の一部を、次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第6条中第4項を第5項とし、同条第3項中「、会議に諮って当該委員の」を「、当該委員の」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、同条第1項中「特別委員（以下「委員」という。）は、議長が議会に諮って指名する。」を「特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第11条第2項中「議会の許可」を「議長の許可」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長（内堀恵人君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） 発議第4号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提案理由を説明いたします。

平成24年9月5日の地方自治法の一部改正により、法で規定されていた委員会の委員の選任方法等が条例に委任されたため、これらについて新たに規定するほか、条文中に適用する地方自治法の条文に変更があったため、これを改めるものであります。

どうか、可決されますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、発議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第4号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、発議第4号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

――日程第22 発議第5号 御代田町議会会議規則の一部を改正する

規則案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第22 発議第5号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

発議案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 11ページをご覧ください。

発議第5号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案について

上記議案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成24年12月13日

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者 御代田町議会議員 市村千恵子  
賛成者 御代田町議会議員 柳澤 治  
御代田町議会議員 武井 武  
御代田町議会議員 小井土哲雄

12ページをご覧ください。

御代田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

御代田町議会会議規則（昭和62年御代田町議会規則第4号）の一部を、次のように改正する。

「第14章 会議録（第117条－第118条）  
目次中 第15章 全員協議会（第119条） を  
第16章 議員派遣（第120条）  
第17章 補則（第121条） 』  
「第14章 公聴会（第117条－第122条）  
第15章 参考人（第123条）  
第16章 会議録（第124条－第125条） に改める。  
第17章 全員協議会（第126条）  
第18章 議員の派遣（第127条）  
第19章 補則（第128条） 』

第17条第1項中「法第115条の2《修正の動議》」を「法第115条の3《修正の動議》」に改める。

第73条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

第17章中第121条を第128条とし、同章を第19章とする。

第16章中第120条を第127条とし、同章を第18章とする。

第15章中第119条を第126条とし、同章を第17章とする。

第14章中第118条を第125条とし、第117条を第124条とし、同章を第16章とする。

第13章の次に次の2章を加える。

第14章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条《公述人の発言》、第121条《議員と公述人の質疑》及び第122条《代理人又は文書による意見の陳述》の規定を準用する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

○議長（内堀恵人君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） 発議第5号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規制案について、提案理由の説明をいたします。

平成24年9月5日の地方自治法の一部改正により、本会議でも公聴会を開き、参考人を招致できることになったことに伴い、当議会でもこの制度を導入するため、関係の規定を追加するほか、会議規則の条文中に適用する地方自治法の条文に変更があったため、これを改めるものであります。

どうか可決されますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、発議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第5号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、発議第 5 号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案については原案のとおり決しました。

ただいま町長より議案が 2 件提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 とし、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 1 5 号を追加日程第 1、議案第 1 1 6 号を追加日程第 2 とし、議題とすることに決しました。

――追加日程第 1 議案第 1 1 5 号 平成 2 4 年度御代田町公用自動車

(中型バス) 購入契約の変更契約について――

○議長 (内堀恵人君) 追加日程第 1 議案第 1 1 5 号 平成 2 4 年度御代田町公用自動車中型バス購入契約の変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

(総務課長 清水成信君 登壇)

○総務課長 (清水成信君) それでは、追加議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 1 1 5 号 平成 2 4 年度御代田町公用自動車 (中型バス) 購入契約の変更契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年御代田町条例第 8 号) 第 3 条の規定に基づき、平成 2 4 年度御代田町公用自動車 (中型バス) 購入契約について、下記のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定によって議会の議決を求める。

記

|       |     |             |
|-------|-----|-------------|
| 契約の金額 | 当初  | 31,080,000円 |
|       | 変更  | 32,494,140円 |
|       | 変更増 | 1,414,140円  |

平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日 提出

であります。

このことにつきましては、昨日の議会全員協議会でも説明をさせていただいたところではありますが、御代田町公用車購入につきましては、11月5日の御代田町議会臨時会において購入契約について議会議決をいただいて、佐久市の長野いすゞ自動車株式会社佐久支店と契約を締結し、発注をしてきたところでもあります。

今回、バスの後部座席4脚を回転式にして、真ん中にテーブルを設置できるようなサロン形式に変更させていただくことと、そのテーブルの格納ができるようにするため、契約の変更議決をお願いしたいというものでございます。

このバスの購入につきましては、当初の段階から現在のバス同様に長期間、おおむね20年ぐらいを目安に使用していくこと、それから町民の皆さんからも、遠方への視察あるいは研修で、長時間乗っていると疲れるというようなこともありますので、サロン形式にさせていただければということで、顔を合わせて対話あるいは打ち合わせもできるという意見も結構いただいております。

こういったことを前提に、当初予算の中ではこういった後部座席等の関係も含めて3,500万円の当初予算をお願いしてきたところでもあります。

今回購入にあたりましてバスの全体の仕様書、内容等を詳細に詰め、積算をしたところ、こちらの後部座席あるいはテーブルを含めると、ちょっと当初予算の枠を超えてしまうというような状況もありまして、仕様書には含めないで入札をしたところでございます。入札の結果、3,108万円の安価で落札できたということもありましたので、今回、後部座席の4脚を回転式にすること、それからテーブルの設置と格納できるような形にするため、141万4,140円増額する契約の変更をお願いしたいということでございます。

よろしくご審議をいただき、お認めいただけますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第115号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第115号 平成24年度御代田町公用自動車(中型バス)購入契約の変更契約については原案のとおり決しました。

――追加日程第2 議案第116号 御代田町議会政務調査費の交付に関する

条例の全部を改正する条例案について――

○議長(内堀恵人君) 追加日程第2 議案第116号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

(総務課長 清水成信君 登壇)

○総務課長(清水成信君) それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

議案第116号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例案について

御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成24年12月13日 提出

御代田町長

3ページをご覧をいただきたいと思います。

この条例の全部改正につきましては、本年9月の地方自治法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、改正をお願いするものでございます。

地方自治法の抜本改正について、第30次地方制度調査会において審議が行われ、

地方自治法改正案に関する意見としてまとめられ、この内容を下に法改正が行われたところでございます。

その中の議会制度の見直しに関する事項として、政務調査費に関する事項が改正されまして、名称、目的、活動に充てる経費の範囲などを、条例で定めることになりました。

今般の改正にあたりましては、改正項目が多いということの中で、一部改正という形でなく、全部の改正をするという形をお願いするものであります。

主な改正の内容でありますけれども、従来の議員の調査研究に加え、その他の活動が追加されるとともに、従来から条例事項とされていた交付の対象、額及び交付の方法のほか、政務活動費を充てることができる経費の範囲についても、条例で定めることとされたところであります。

では条文の方であります、5行目、御代田町議会政務活動費の交付に関する条例（案）ということでございます。

第1条では趣旨を述べ、それから第2条では政務活動費に充てることができる経費の範囲ということで、それぞれ項目として載せてございます。それから第3条では、政務活動費の交付対象、第4条では、議員にかかわる政務活動費の額、月額6,000円とするものでございます。それから第5条、政務活動費の交付申請から次のページ、4ページの第8条、収支報告書について、それぞれ関係する事務的な部分で述べさせていただいてあります。それから第9条、議長の調査権ということで規定がされ、次のページ、5ページですが、第10条で政務活動費の返還について、第11条では収支報告書の保存及び閲覧ということで、この収支報告書については、5年を経過する日まで保存しなければならない。また、第2項では、御代田町公文書公開条例第5条に規定するものは議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができるという規定を加えたものであります。12条で委任事項を設け、附則といたしまして、1、この条例は平成25年3月1日から施行する。第2項といたしまして、この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行日前に前項の規定による廃止前の御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の規則により、交付された政務調査費については、なお従前の例によるということでございます。

6ページ以降、対象となる経費一覧に示してあります。それから7ページ以降、

それぞれ申請の様式、それから9ページ以降は新旧対照表ということでございます。後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上ご提案申し上げますので、よろしくご審議のほどをお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第116号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第116号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（内堀恵人君） 閉会に先だち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長（茂木祐司君） 12月定例議会の閉会にあたりまして、ひと言お礼を申し上げます。

今回の議会は、突然の解散総選挙という中で議会日程を急きょ変更しての開催となりました。慌ただしい情勢の下での議会となりましたが、議員の皆さまには9日間にわたる慎重なご審議をいただきまして大変ありがとうございました。

今議会に提案いたしましたすべての案件について、ご決定をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

ご決定いただきました予算に基づく諸事業の執行にあたりましては、誠心誠意、職員一丸となって進めさせていただきます。

また、本議会の中で議員の皆さまからいただきました貴重なご意見やご提案、ご批判に真摯に耳を傾けて、今後の行政運営に努めてまいりたいと考えております。

今年も残すところ、あとわずかとなりました。寒さが大変厳しい日が続いております。年末年始に向けて大変お忙しい時期でもありますので、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただきまして、一層のご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

――閉 会――

○議長（内堀恵人君） これにて平成24年第4回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時08分

上記は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するために署名する。

議 長

議 員

議 員